

成年後見センター・リーガルサポート 調査票

【本調査の主旨】

今年度成立した成年後見制度利用促進法により、成年後見等実施機関及び成年後見関係機関等による相互の連携の確保が求められ（第8条）、地方公共団体は家庭裁判所も含めたこれら機関との適切な連携を図る留意が求められています（第8条の2）。

厚生労働省では、今年度より市民後見人育成・活用推進事業を創設し、「家庭裁判所の管轄する地域等において広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会を設置し、市民後見人の育成及び活用の促進を図る」取組を始めています。

特に市区町村・都道府県が行う成年後見制度の利用促進、市民後見事業について、貴団体ではどのような姿勢でこれに取り組まれているか、また取り組まれるご意向か、率直なご意見を賜りたいと思います。

以下の質問について、該当にや具体的な記載等をお願いします（平成28年10月末現在）。

I 貴団体の概要

No	質問内容	回答欄
1	貴団体名	成年後見センター・リーガルサポート
2	記入者氏名	
3	記入者肩書	
4	電話番号	
5	FAX 番号	
6	E-MAIL	

II 市区町村・都道府県との連携について

1 貴団体が属する地域の市区町村・都道府県において、当該地域の成年後見制度利用促進や市民後見事業に関する連携についての具体的な動きがありますか。

ある（具体的に記入： _____）

ない

わからない

2 現在、貴団体と市区町村・都道府県との間で、当該地域の成年後見制度利用促進や市民後見事業に関する連携協力についての協議の場はありますか。

ある（名称： _____）

要請がない

要請があったが、対応できない

3 （1で「ある」と答えた団体のみ回答）
そこではどのような事項に関して協議を行っていますか

・
・
・

4 （1で「ない」と答えた団体のみ回答）
今後、市区町村・都道府県との間で連携協力する意向ないし予定はございますか

ある ・ ない ・ 予定がある（_____年____月より）

5 地元管内で、市区町村・都道府県から求められている貴団体の役割として、どのような事項がありますか

・
・
・

6 地方公共団体(とりわけ町村などの小規模自治体[司法過疎地])と連携を図るうえで、現在実際に隘路となっている課題があれば教えてください

- ・
- ・
- ・

Ⅲ 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

1 住民等に対する成年後見制度等の利用促進に関する取組を、貴団体において行っていますか

行っている ・ 行っていない

2 (1で「行っている」と答えた団体のみ回答)
どのような取組を実際に行っていますか

- ・
- ・
- ・

3 2で掲げた取組に市区町村・都道府県の参画はございますか。
また市区町村・都道府県からの依頼で成年後見制度等の利用促進に関する依頼等がありますか。

ある ・ ない ・ 依頼がある

4 (3で「依頼がある」と答えた団体のみ回答)
それはどのような依頼事でしたか

- ・
- ・
- ・

5 貴団体として、地元管内における成年後見制度のニーズ把握を行っていますか

行っている ・ 行っていない

6 (5で「行っている」と答えた団体のみ回答)
どのような方法でニーズ把握を行っていますか

- ・
- ・
- ・

7 弁護士会・司法書士会(リーガルサポート)・社会福祉士会等と成年後見制度等の利用促進に関する情報交換又は意見交換の場を設けたことはありますか

ある ・ ない

8 弁護士会・司法書士会(リーガルサポート)・社会福祉士会等と成年後見制度等の利用促進に関する事業を共同で行ったことはありますか

ある ・ ない

Ⅳ 市民後見に関する取組について

1 市区町村・都道府県が行う市民後見に関する事業に、貴団体あるいは貴団体に登録する司法書士等が参画されていますか

参画している ・ 参画していない

2 (1で「参画している」と答えた団体のみ回答)
どのような事項に関して参画されているのでしょうか

- ・
- ・
- ・

3 (2で「参画していない」と答えた団体のみ回答)
今後、市区町村・都道府県が行う市民後見に関する事業に、参画していただける意向ないし予定はございますか

ある ・ ない ・ 予定がある(____年____月より)

V その他

1 司法過疎地においても、遍く成年後見制度等の利用促進を図るためには、どのような取組や行政施策が有効となると思われますか

- ・
- ・
- ・

アンケートは以上です。ご協力、ありがとうございました。